

人事院会議議事録

会議日

令和5年7月28日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官
(説明員) (給与局)
佐々木局長、役田次長、植村給与第一課長、
本間給与局参事官、井手給与第三課長
(職員福祉局)
大滝職員団体審議官

議題

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い

議事の概要

- 担当局より、議題について、別添の内容の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い
(令和5年7月28日院議説明概要)

1 俸給表の改定

[行政職俸給表(一)]

- 初任給について、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、一般職試験(高卒者)に係る初任給を7.8%(12,000円)、一般職試験(大卒程度)に係る初任給を5.9%(11,000円)、総合職試験(大卒程度)に係る初任給を5.8%(11,000円)、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、初任給以外の号俸については、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行う。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

[行政職俸給表(一)以外の俸給表]

- 行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。
なお、指定職俸給表については、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、同俸給表10級の平均改定率(0.3%)と同程度の引上げ改定を行う。

2 期末・勤勉手当の取扱い

- 一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、民間賞与の前年8月から当年7月までの年間支給月数と、0.05月単位で均衡を図っている。一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数(現行4.40月)は、本年の民間賞与の年間支給月数(4.49月)を下回っているため、0.10月分引き上げ、4.50月とすることとしたい。
- 指定職職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の年間支給月数並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数は、一般職員の改定内容との均衡を考慮して改定を行うこととしたい。
- 本年の年間支給月数の引上げ分については、一般職員における勤勉手当の占める割合が、民間係員における考課査定分の占める割合と概ね均衡していることから、いずれの職員区分についても期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしたい。(勤勉手当が支給されない任期付研究員及び特定任期付職員については期末手当を引き上げる。)
- 令和5年度については、6月期は支給済みであるため、12月期の改定で対応し、令和6年度以降については、各期の支給月数を同じ月数とすることとしたい。

3 初任給調整手当の取扱い

- 初任給調整手当は、医療職俸給表(一)の平均改定率と合わせた改定を行っており、本年は、医療職俸給表(一)の平均改定率が 0.5%となることから、同俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当について、これと同率の改定を行うこととしたい。その際、1年目から 35 年目までの「期間の区分」ごとの配分は、若年層にも一定の配慮をしつつ、ミッドキャリア人材の確保・定着に資するよう、改定原資(0.5%分)の約半分を用いて全期間に同額を配分した上で、残りの原資で 22~35 年目に配分を上乗せする形で行うこととしたい。
- また、医系技官等の初任給調整手当については、5種区分(人事院規則 9—34 第2条及び別表第1)の医師等の2分の1となるよう、1年目から 35 年目の全期間について同額の改定を行うこととしたい。
- これらの改定を行うため、一般職給与法第 10 条の 4 に規定する初任給調整手当の月額上限を、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師等については 800 円、医系技官等については 300 円、それぞれ引き上げ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたい。

4 委員、顧問、参与等の手当の取扱い

- 委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当については、給与法第 22 条第 1 項において支給限度額(34,200 円)を定めている。本年勧告における指定職俸給表の改定率(0.3%)を用いて、当該支給限度額を 100 円引き上げ、34,300 円(現行 34,200 円)とすることとしたい。

以 上